

※ 預金規定等の改定のお知らせ ※

当社では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等の各規定に暴力団排除条項を導入し、平成22年4月1日以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

株式会社 リそな銀行

【改定内容】

普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等の各規定に暴力団排除条項を導入します。

- ・お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当社の判断により取引の停止または契約の解約ができます。
- ・改定後の新規定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまにも適用されます。

【暴力団排除条項の例】

○普通預金規定

(下線の条項を追加：以下次条を1条ずつ繰り下げ。二条線の条項を修正。)

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

(1) <略> (変更なし)

(2) <略> (変更なし)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) <略> (変更なし)

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

【対象規定】

- ・流動性預金関係の各規定（普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、総合口座取引の各規定）
- ・当座勘定関係の各規定
- ・通知預金関係の各規定
- ・定期預金関係の各規定
- ・外貨預金関係の各規定
- ・財形預金関係の各規定
- ・貸金庫関係の各規定

※具体的な対象規定は下記のとおりです。

以上

<暴力団排除条項を追加する対象規定>

| 対 象 規 定 | | 追 加 条 項 |
|-------------|-------------------------|-----------|
| ○流動性預金関係の規定 | ・普通預金規定 | 第 10・11 条 |
| | ・貯蓄預金規定 | 第 11・12 条 |
| | ・納税準備預金規定 | 第 11・12 条 |
| | ・総合口座取引規定 | 第 13 条 |
| ○当座勘定関係の規定 | ・当座勘定規定（一般当座用） | 第 23・24 条 |
| | ・当座勘定規定（個人当座用） | 第 23・24 条 |
| | ・当座勘定規定（専用約束手形口用） | 第 21・22 条 |
| ○通知預金関係の規定 | ・通知預金規定（通帳制） | 第 5・6 条 |
| | ・通知預金規定（証書制） | 第 4・5 条 |
| ○定期預金関係の規定 | ・期日指定定期預金規定（自動継続） | 第 5・6 条 |
| | ・期日指定定期預金規定 | 第 4・5 条 |
| | ・自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続） | 第 4・5 条 |
| | ・自由金利型定期預金（M型）規定 | 第 4・5 条 |
| | ・自由金利型定期預金規定（自動継続） | 第 4・5 条 |
| | ・自由金利型定期預金規定 | 第 4・5 条 |
| | ・満期選択型定期預金規定（自動継続） | 第 5・6 条 |
| | ・満期選択型定期預金規定 | 第 4・5 条 |
| ・積立式定期預金規定 | 第 6・7 条 | |
| ○外貨預金関係の規定 | ・外貨普通預金規定 － I 〈共通規定〉 － | 第 12・13 条 |
| | ・外貨定期預金規定（先物為替予約付） | 第 7・8 条 |
| | ・外貨定期預金規定（自動継続） | 第 7・8 条 |
| | ・外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金） | 第 6・7 条 |
| ○財形預金関係の規定 | ・財形積立預金規定 | 第 4・5 条 |
| | ・財形積立式定期預金規定 | 第 5・6 条 |
| | ・財形年金預金規定 | 第 5・6 条 |
| | ・財形住宅預金規定 | 第 5・6 条 |
| | ・財形積立式定期預金（5年定期コース）規定 | 第 4・5 条 |
| | ・財形住宅預金（5年定期コース）規定 | 第 5・6 条 |
| ○貸金庫関係の規定 | ・貸金庫規定 | 第 10・11 条 |
| | ・貸金庫規定（カード式） | 第 11・12 条 |
| | ・貸金庫規定（生体認証方式） | 第 10・11 条 |
| | ・自動貸金庫規定（30 kg・40 kg） | 第 11・12 条 |